

# GUIDE BOOK

令和8年度版

事業系廃棄物の適正処理と  
減量・リサイクルの手引き



恵庭市  
City of Eniwa

# 目次

1. 一般廃棄物と産業廃棄物について	1
事業所から出る廃棄物の分類	1
各主体の役割と責任分担	1
産業廃棄物の種類と分別について	2
2. 恵庭市における事業系廃棄物の処理方法	4
はじめに	4
恵庭市との契約の締結	4
各ごみ処理施設共通の受入れ条件	4
ごみ処理場（最終処分場）	5
焼却施設	5
生ごみ・し尿処理場	6
リサイクルセンター	6
ごみ処理施設へ搬入する際の事業系廃棄物の分別および搬入形態（受入基準）	7
ごみ処理施設の位置図	8
ごみ処理施設における処理の流れ（各施設共通）	8
ごみ処理施設への搬入方法	9
一般廃棄物収集運搬業許可業者・産業廃棄物収集運搬業許可業者	9
口座振替手続き	9
産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度	10
産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ	10
電子マニフェスト	10
3. 民間の処理施設（一例）	11
区域外搬出について	12
登録廃棄物再生事業者名簿一覧（石狩管内）	12
4. 禁止事項	13
5. 事業系廃棄物分別早見表	14

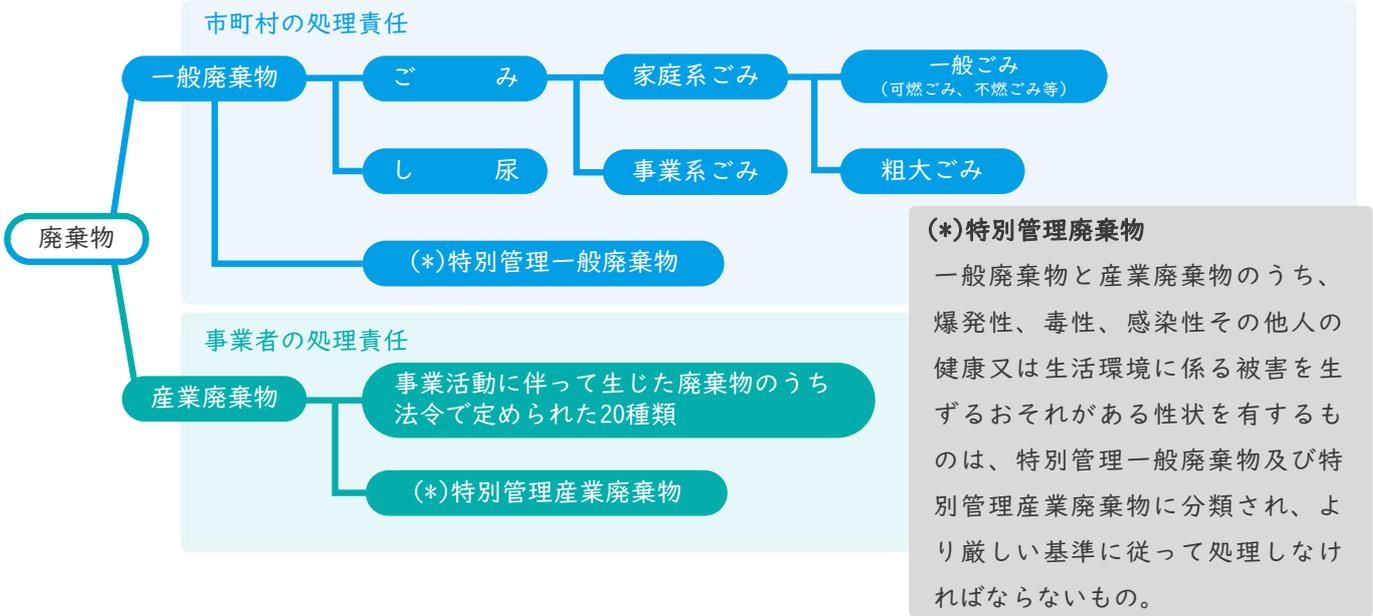


# 1. 一般廃棄物と産業廃棄物について

## 事業所から出る廃棄物の分類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）では、廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分され、「一般廃棄物」は家庭系と事業系に分類されます。また、爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を及ぼす性状を有するものは、特別管理廃棄物に指定されます。

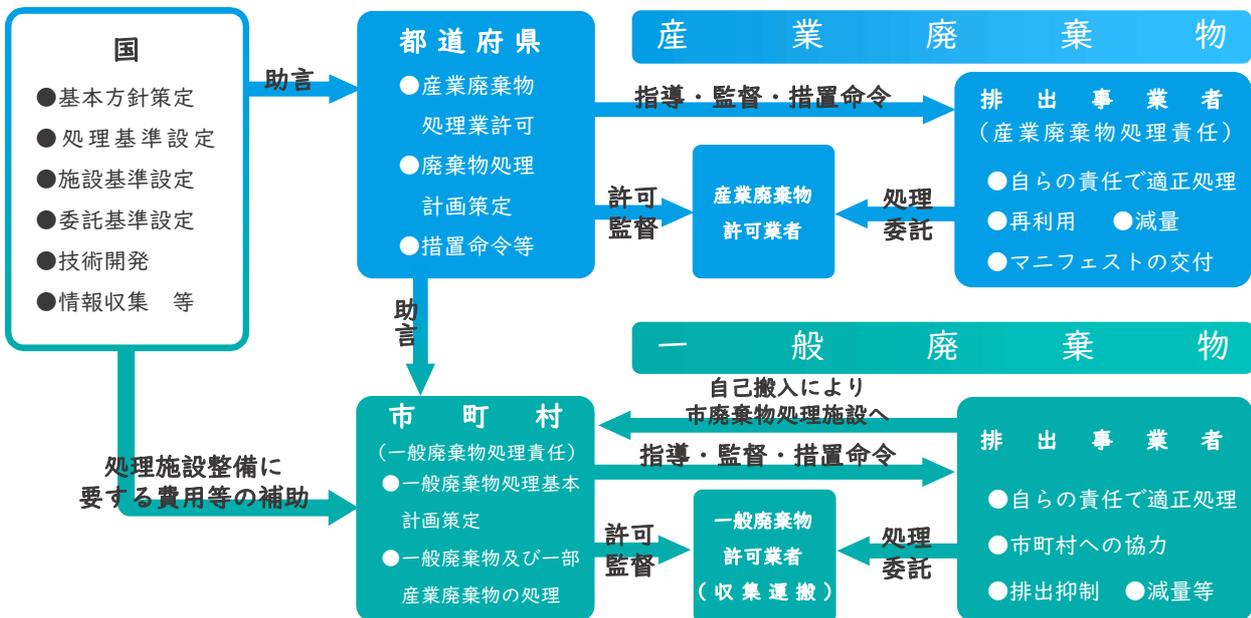
なお、営利を目的とするか否かによらず、全ての事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、2ページの20種類が産業廃棄物として法律で定められており、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物といいます。



## 各主体の役割と責任分担

循環型社会の形成のために、国・地方自治体・事業者それぞれの役割を認識するとともに、自身の責務を果たし、**適正処理を行う仕組みを構築・継続していくことが重要です。**そのため、廃棄物処理法では、国、地方公共団体、排出事業者、排出者の廃棄物処理に関する責務を明確に定めています。

### 廃棄物処理法における国、地方公共団体、排出事業者の関係



## 産業廃棄物の種類と分別について

区分	種類	具体的な例	区分	種類	具体的な例	
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻※ <sup>1</sup>	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす	※排出する業種が指定されているもの	⑬⑭木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生する木くず、おがくず、パルク類等に限定 ※上記の業種以外から発生するものは一般廃棄物	
	②汚泥※ <sup>2</sup>	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物			⑭紙くず	建設業（範囲は木くずと同じ）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、および印刷物加工業からの発生する紙くず ※上記の業種以外から発生するものは一般廃棄物
	③廃油	グリス（潤滑油）、大豆油など鉱物性、動植物性を問わず、すべての廃油				⑮繊維くず
	④廃酸	廃写真定着液など、有機性、無機性を問わず、全ての酸性廃油		⑯動植物固形物	と畜場で解体等をした獣畜、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物	
	⑤廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など有機性、無機性を問わず全てのアルカリ性廃液			⑰動植物性残渣	食品、医薬品、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る不要物 魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど
	⑥廃プラスチック	発泡スチロール、合成繊維くずなど、固形液状すべての合成高分子系化合物（合成ゴム含む）		⑱動物のふん尿		畜産農場から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	⑦ゴムくず	天然ゴムくず（注：合成ゴムは廃プラスチック）			⑲動物の死体	畜産農場から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	⑧金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属の研磨くず、切削くず		⑳汚泥のコンクリート固形化物など		①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので①～⑱に該当しないもの
	⑨ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなど、コンクリート製品製造工程からのコンクリートくずなど				
	⑩鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど				
	⑪がれき類	工作物の新築、改築、除去により生じたコンクリート破片、レンガ破片など				
	⑫ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん				
	⑬⑭木くず	貨物の流通のために使用したパレット（貨物の積付け・梱包用の木材含む）				

●色がついている種類は恵庭市内で発生したものに限り恵庭市のごみ処理施設で受け入れ可能です。

分別については次のページを参照してください。

※1)ばいじんを含む燃え殻は受け入れ不可。また、その他の燃え殻等はダイオキシン類の量が1gにつき3ngを超えないもののみ受け入れとなるため、検査機関での測定結果の提示が必要です。

※2)汚泥の搬入は事前調整を要します。

## 産業廃棄物の種類と分別について

	具体例	分別	注意事項	市施設での受け入れ
事業系一般廃棄物	紙くずや書類ごみ、天然繊維の衣類（⑭・⑮を除く） 弁当の殻やお菓子の袋（個人消費のものに限る）	可燃		焼却施設
	刈草・木・木材（長辺が40cm未満）（⑬を除く）	可燃	※1	焼却施設
	刈草・木・木材（長辺が40cm以上2m未満）（⑬を除く）	不燃	※1	ごみ処理場
	飲食店や事務所などからでる15cm未満の残飯（⑯・⑰を除く）	生ごみ		生ごみ・し尿処理場
	びん・缶・ペットボトル（個人消費のものに限る） ダンボール・新聞チラシ・本雑誌・紙パック・シュレッダー紙	資源物		リサイクルセンター
産業廃棄物	① 燃え殻(活性炭、焼却炉の残灰など)	不燃	※2	ごみ処理場
	② 汚泥(排水処理の汚泥、建設汚泥など)	不燃	※3	ごみ処理場
	③ 廃油	×		受入不可
	④ 廃酸	×		受入不可
	⑤ 廃アルカリ	×		受入不可
	⑥ <u>★廃プラスチック(長辺が40cm未満)</u> <u>●廃プラスチック(長辺が40cm以上2m未満)</u> (合成繊維くず、合成ゴム、プラスチック類、ビニール類) *発砲スチロール、スタイロフォームは大きさを問わず「可燃」となります。	★可燃 ●不燃		★焼却施設 ●ごみ処理
	⑦ ゴムくず(天然ゴムくず)	×		受入不可
	⑧ 金属くず(鉄くず、アルミくずなど)	不燃		ごみ処理場
	⑨ ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	不燃		ごみ処理場
	⑩ 鉱さい(鑄物砂、各種溶鉱炉かすなど)	×		受入不可
	⑪ がれき類(コンクリート破片、レンガ破片など)	不燃	※1	ごみ処理場
	⑫ ばいじん	×		受入不可
	⑬ <u>★木くず(長辺が40cm未満)</u> <u>●木くず(長辺が40cm以上2m未満)</u> (建設業、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業、貨物流通のために使用したパレットから発生したものに限り。それ以外から発生する物は一般廃棄物)	★可燃 ●不燃	※1	★焼却施設 ●ごみ処理
	⑭ <u>★紙くず(長辺が40cm未満)</u> <u>●紙くず(長辺が40cm以上2m未満)</u> (建設業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から発生したものに限り。それ以外から発生する物は一般廃棄物)	★可燃 ●不燃		★焼却施設 ●ごみ処理
	⑮ <u>★繊維くず(長辺が40cm未満)</u> <u>●繊維くず(長辺が40cm以上2m未満)</u> (建設業、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から発生したものに限り。それ以外から発生する物は一般廃棄物)	★可燃 ●不燃		★焼却施設 ●ごみ処理
	⑯ 動植物固形物(と畜場で解体等をした獣畜など)	×		受入不可
	⑰ 動植物性残渣(食料品、医薬品、香料製造業で原料として使用した動植物に係る不要物)	×		受入不可
	⑱ 動物のふん	×		受入不可
	⑲ 動物の死体 (畜産農場から排泄されるもの)	×		受入不可
	⑳ 汚泥のコンクリート固形物など (①～⑲を処分するために処理したもので①～⑲に該当しないもの)	×		受入不可

※1) リサイクル可能なものは受け入れしません。民間の処理施設へ搬入して下さい。(IIP参照)

※2) ばいじんを含む燃え殻は受け入れ不可。また、その他の燃え殻等はダイオキシン類の量が1gにつき3ngを超えないもののみ受け入れとなるため、検査機関での測定結果の提示が必要です。

※3) 汚泥の搬入は事前調整を要します。

## 2. 恵庭市における事業系廃棄物の処理方法

### はじめに

事業活動に伴い排出される廃棄物は、「事業者自らの責任において処理しなければならない」と廃棄物処理法で定められていますが、全ての廃棄物を事業者自らで適正処理するのは困難なことから、**恵庭市内で発生した再使用・再資源化等が出来ない廃棄物に限り**、市の施設で処理を行っております。

そのため、本市施設で処理を行う場合は、**当市の分別・排出・搬入ルールを守って**いただきます。

また、市では事業系廃棄物の収集は行っていないため、事業者は**自ら運搬するか収集運搬業許可を持った事業者**に委託して処理を行っていただく必要があります。

ごみ種別	搬入先
事業系一般廃棄物（可燃）	焼却施設
事業系一般廃棄物（不燃）	ごみ処理場
事業系一般廃棄物（生ごみ）	生ごみ・し尿処理場
事業系一般廃棄物（資源物）	リサイクルセンター
産業廃棄物（可燃）	焼却施設
産業廃棄物（不燃）	ごみ処理場

### 恵庭市との契約の締結

恵庭市のごみ処理施設にごみを自ら搬入する事業者のほか、**収集運搬業者にごみ収集を委託している事業者**も収集運搬業者を通して恵庭市のごみ処理施設にごみが搬入される場合（ほとんどの場合、恵庭市のごみ処理施設に搬入されています）は、**恵庭市と「産業廃棄物及び事業系一般廃棄物処理委託契約書」を締結する必要があります**。契約を締結していない事業者は恵庭市のごみ処理施設へのごみの搬入は行えません。

\*搬出車両、排出事業所等が変わる場合は、都度変更届の提出が必要です。

契約書の書き方、様式等については右記の二次元バーコードからダウンロード

いただくか、廃棄物管理課窓口（本庁舎2階②番）までお越しください。



### 各ごみ処理施設共通の受入れ条件

- 搬入は全長7m以下・車幅3m以下・高さ4m（ごみ処理場は3.8m）以下のすべてを満たす大きさの車両で行ってください。上記を超える大きさの車両で搬入する場合は、別途協議を要し、搬入条件を設けることや、搬入をお断りすることがあります。なお、焼却施設はユニック車での搬入はできません。
- 搬入時は場内の係員の指示に従って所定の捨て場に搬入して下さい。
- 「受け入れるごみ種別」は3Pを参照してください。
- 資源化、リサイクル等ができないもののみ受け入れます。
- その他、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例により指定した適正処理困難物及び別に定める受入基準に適合しないものは受け入れしません。
- 場内の車両運行は、安全のため場内標識を遵守してください。

#### 受入しない事業系廃棄物の具体例

ソーラーパネル、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコンディショナー、PCモニター、タイヤ、自動車、スクーター、オートバイ、バッテリー、電池、蛍光灯、LED、LPガスボンベ、廃油、廃酸、塗料、化学薬品、農薬、医療品、注射器、注射針、土、石、アスファルト、石膏ボード、消火器、動物の死体、パチンコ遊戯台（回胴式遊戯機含む）、ヒ素化合物・防腐剤を含むもの、リサイクル可能なもの等

## ごみ処理場（最終処分場）

搬入できるもの	処分手数料	所在地	開場日時	休日
事業系 一般廃棄物（不燃）	380円/10kg （消費税込）	盤尻 255-4	【月～金】 9：00～17：00 【土】 9：00～12：00	土曜日午後・ 日曜日・ 12月31日～1月3日
産業廃棄物（不燃）	510円/10kg （消費税込） + 10円/10kg （循環税）			

※産業廃棄物を搬入した場合、別途循環資源利用促進税（10円/10kg：北海道税）がかかります。

- 入場からごみの廃棄までに時間を要するので、月～金は16：30まで、土曜日は11：30までの入場を、冬場は日没前の搬入にご協力ください。
- 可燃性であっても長辺を40cm未満にできないものはごみ処理場で受け入れません。
- 長辺の長さは2m未満にしてください。（2m以上の場合は受け入れできません）
- 袋、フレコン、コンテナ等で搬入する場合は、搬入者が中身を出してください。（係員はごみ排出の補助を行いません）
- 金属の塊は袋等には入れずに、バラ積みし、係員に指示された場所に置いてください。

## 焼却施設

搬入できるもの	処分手数料	所在地	開場日時	休日
事業系 一般廃棄物（可燃）	240円/10kg （消費税込）	中島松 461-1	【月～金】 8：45～17：00 【土・12/31】 8：45～12：00	土曜日午後・ 12月31日午後・ 日曜日・ 1月1日～1月3日
産業廃棄物（可燃）	400円/10kg （消費税込）			

- 入場から荷降ろしまでに時間を要するので、受入終了時間15分前までに受付するようご協力ください。
- 不燃素材（金属など）と可燃素材（プラスチックなど）の混合素材は計量（搬入）前に不燃素材を除去してください。**金属が入ると炉を緊急停止しなければならず、焼却処理が出来なくなります。**（除去できない場合は産業廃棄物（不燃）としてごみ処理場に搬入をお願いします。）
- 1個あたりの大きさを**縦横高さ全て40cm未満**にしてください。※発砲スチロール・スタイロフォーム除く
- 袋に入れたまま処分する場合は、**60L以内の中身の見える袋で搬入してください。（市指定袋はありません。）**
- フレコンやコンテナなど中身が見えない状態で搬入する場合は、中身が分かるように**搬入者がダンピングボックスに中身を空けてください。**（係員はごみ排出の補助を行いません）
- ロープ・紐状のものは**2m未満の長さ**に切断してください。（2m未満に切断できないものは一般廃棄物（不燃）または産業廃棄物（不燃）としてごみ処理場に搬入をお願いします。）
- 塩ビ管など塩化ビニール（ポリ塩化ビニル、PVC）を含む廃棄物は、施設の安定的な稼働に影響が生じるため、大きさにかかわらず全て産業廃棄物（不燃）としてごみ処理場で受入します。
- 水分を大量に含んだ、紙、布類は受入できませんので、乾燥させてから搬入してください。
- 分別状態が悪く、1回の荷降ろし時間が15分を超える場合、途中で退場していただくことがありますのでご了承ください。
- 産業廃棄物を搬入した場合、**循環資源利用促進税相当分（北海道税）は処分手数料に含まれます。**
- 朱肉や朱漆を使用した製品は、水銀が含まれる（可能性がある）ため不燃物としてごみ処理場で受入します。
- 搬入されたごみに不燃物が混入していないかを調べる「展開検査」を定期的を実施します。検査は短時間で終了しますので、ご協力をお願いします。
- ユニック車での搬入はできません。

## 生ごみ・し尿処理場

搬入できるもの	処分手数料	所在地	開場日時	休日
事業系 一般廃棄物（生ごみ）	110円/10kg (消費税込)	中島松 460-1	【月～金】 8：45～16：00 【土・12/31】 8：45～12：00	土曜日午後・ 12月31日午後・ 日曜日・ 1月1日～1月3日

- バイオガス化処理できない卵の殻、貝殻、とうもろこしの皮、たけのこの皮、その他処理施設の機能に支障が生じるものは受入しませんので、焼却施設へ搬入して下さい。（一般廃棄物可燃）
- 2Pの⑩や⑪に該当するもの（産業廃棄物）は、市の施設では受入れできませんので、民間の処理施設へ搬入して下さい。
- 生ごみは1個あたりの大きさを**15cm未満**にしてください。（15cm以上のものは焼却施設へ搬入）
- 袋に入れるなど、搬入時は**汚水等が飛散しないようにしてください。（60L以内の透明な袋を使用してください。）** ※米袋・肥料袋などの厚い袋は使用しないでください。
- 同一種類かつ多量な生ごみを搬入する場合は事前に市の担当窓口へ相談してください。
- 凍結した生ごみは受入れできません。
- 水切りを十分に行ってください。
- 大型水切りネット・玉ねぎネットは使用しないでください。
- とうもろこしの芯は60L袋2袋以上の場合、市の担当窓口へ相談してください。
- もちは大量の場合、市の担当窓口へ相談してください。
- 牛・豚の骨は15cm未満であっても大量の場合、市の担当窓口へ相談してください。
- 搬入の際はシャッターが完全に上がりきってから車両を移動してください。

## リサイクルセンター

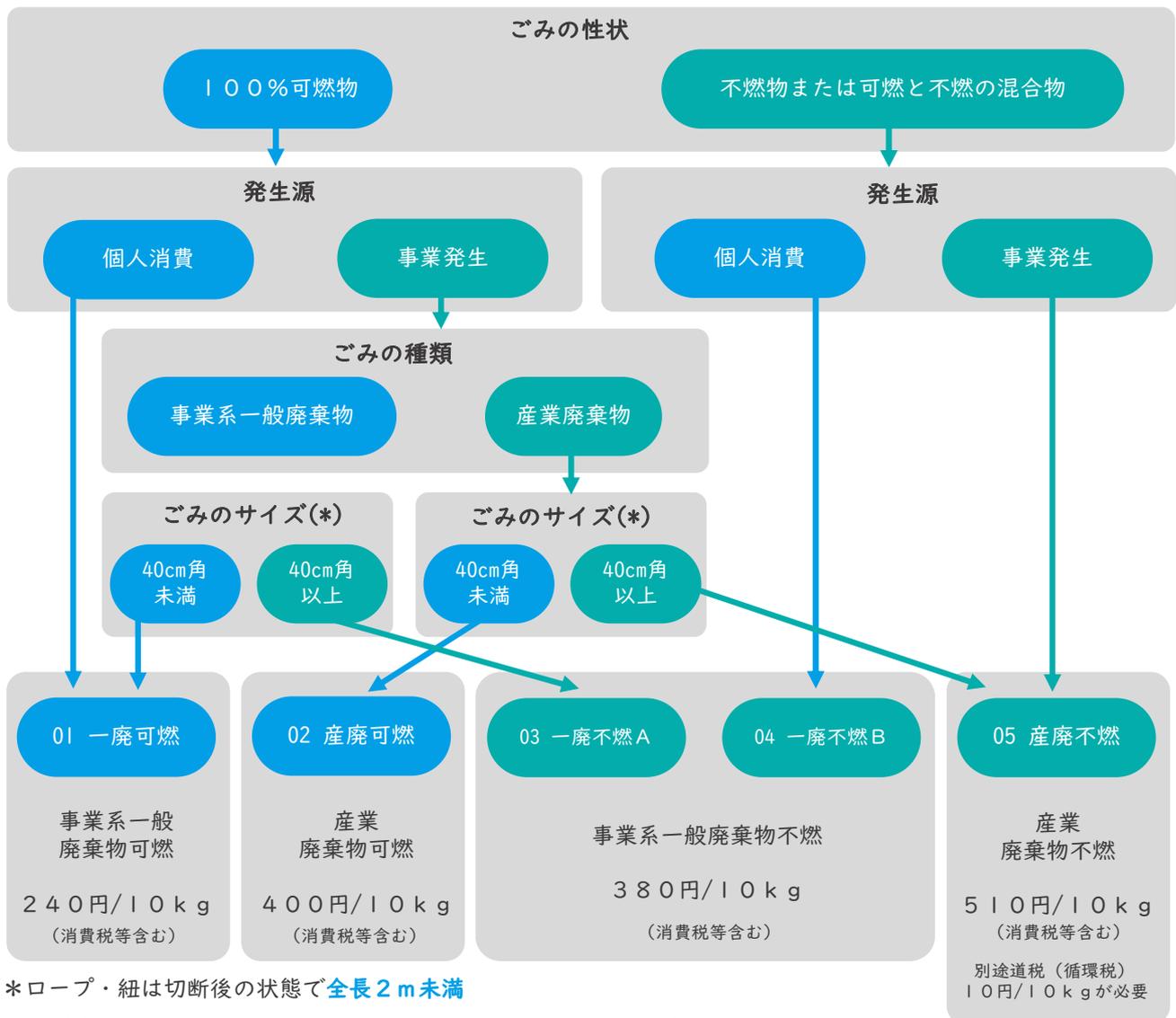
搬入できるもの	処分手数料	所在地	開場日時	休日
事業系一般廃棄物（資源物）	120円/10kg (消費税込)	島松沢 131-8	【月～金】 9:00～17:00 【土】 9:00～12:00	土曜日午後・ 日曜日・ 12月31日 ～1月3日
①白（無色透明の）びん				
②茶（茶色の）びん				
③その他びん (無色透明・茶色以外の色のびん)				
④アルミ缶・スチール缶				
⑤ペットボトル				
⑥紙パック				
⑦シュレッダー				
⑧ダンボール				
⑨新聞・チラシ				
⑩雑誌・本				

- 産業廃棄物となる**事業活動から生じる①～③びん、④アルミ缶・スチール缶、⑤ペットボトルは受入れできません。（従業員の個人消費等、一般廃棄物のものに限り受入れます）**
- 搬入時は①～⑩の10区分に分別し、①～⑤は60L以内の透明な袋に入れ、⑥～⑩は紐でしばって搬入して下さい。
- 著しく汚れているものは受入れできません。
- びんは①白びん（無色透明のびん）②茶びん（茶色のびん）③その他びん（透明・茶色以外の色のびん）に分別してください。（耐熱ガラス等はびんではなく不燃として排出してください。）
- ①～③びん、④アルミ缶・スチール缶、⑤ペットボトルは、中身を洗浄してください。
- ①～③びん、⑤ペットボトルは、簡単に外せるキャップ・ラベルは外した状態で搬入してください。（キャップ・ラベルは適正に分別をお願いします。）
- ①～③びんは割れていないものを搬入して下さい。
- ⑥紙パックは、下記の2点を遵守してください。
  - ・紙パックを展開した（開いた）状態で搬入すること。
  - ・プラスチック製の注ぎ口が付いている場合は取り外すこと。（紙パックにそのままリサイクルできると書いてある場合を含む）

## ごみ処理施設へ搬入する際の事業系廃棄物の分別および搬入形態（受入基準）

ごみ処理施設へ搬入する際、次の5種類に分別を行った上で搬入していただく必要があります。

- 01 **一般廃棄物可燃（一廃可燃）**・・・ 1個40cm角未満(\*2)で100%可燃性素材の一般廃棄物  
個人消費(\*1)により発生する可能性のもの  
(\*1)従業員が個人で購入して事業所に持ち込んで消費した弁当がらや飲料容器
- 02 **産業廃棄物可燃（産廃可燃）**・・・ 1個40cm角未満(\*2)で100%可燃性素材の産業廃棄物  
発泡スチロールやスタイロフォームは大きさを問わず産廃可燃  
(\*2)ロープ・紐は切断後の状態で全長2m未満（一廃・産廃共通）まで可
- 03 **一般廃棄物不燃A（一廃不燃A）**・・・ 100%可燃性素材であるが40cm角未満にできない一般廃棄物
- 04 **一般廃棄物不燃B（一廃不燃B）**・・・ 個人消費(\*1)により発生する不燃性または可燃と不燃の混合一般廃棄物
- 05 **産業廃棄物不燃（産廃不燃）**・・・ 金属・ガラス・陶磁器・コンクリート・がれき類等との混合物、または100%可燃性素材であるが40cm角未満にできない産業廃棄物、塩ビ管



\*ロープ・紐は切断後の状態で全長2m未満

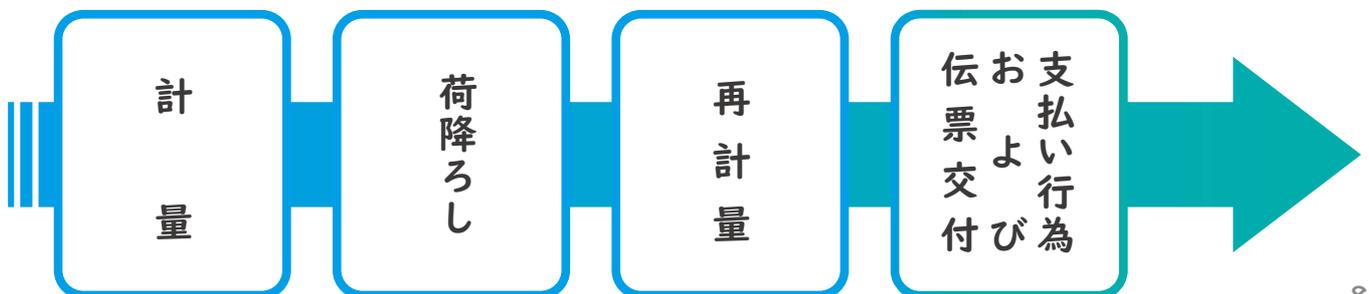
\*塩ビ管など塩化ビニール（ポリ塩化ビニル、PVC）を含む廃棄物は大きさを問わず不燃

\*分別していないごみは、受入できないことがあります

ごみ処理施設の位置図



ごみ処理施設における処理の流れ (各施設共通)



## ごみ処理施設への搬入方法

### 自らの処理施設へ搬入する場合（自己搬入）

- 処分手数料は原則、各施設の窓口での現金払いとなります。ただし、長期間継続して搬入を行う場合は口座振替も可能です。希望する場合は金融機関への手続きが必要となります。（下記参照）

### 収集運搬業許可業者に処理施設への搬入を委託する場合

- 廃棄物の収集運搬は許可を持っている業者にしか委託できません。
- 一般廃棄物と産業廃棄物では収集運搬の許可が異なりますので、廃棄物の種類に応じて委託先を検討してください。
- 処分手数料の請求は、原則収集運搬業許可業者へ行いますので、排出事業者は運搬手数料と処分手数料を合わせて収集運搬業許可業者へお支払いください。（市に直接手数料を支払う必要はありません）

## 一般廃棄物収集運搬業許可業者・産業廃棄物収集運搬業許可業者

### 一般廃棄物収集運搬業許可業者（恵庭市許可）

- |                   |         |                 |         |
|-------------------|---------|-----------------|---------|
| ●(株)恵庭クリーンサービス    | 32-1122 | ●(有)野田容器        | 33-3570 |
| ●(社)恵庭市シルバー人材センター | 34-0311 | ●(有)荷興物流        | 33-5525 |
| ●(有)恵庭清掃社         | 34-5288 | ●リサイクルファクトリー(株) | 29-2030 |
| ●嘉屋興業(株)          | 33-5069 | ●北海道建設サービス(株)   | 32-0358 |

### 産業廃棄物収集運搬業許可業者（北海道許可）

道庁ホームページの『北海道産業廃棄物処理事業者名簿』にて確認ください。

北海道環境生活部環境局 循環型社会推進課 札幌市中央区北3条西6丁目日本庁舎12F TEL(011)204-5199

## 口座振替手続き

処分手数料は原則各施設窓口での現金払いとなりますが、手続きをすることで口座振替による手数料支払いが可能です。

- 廃棄物管理課窓口で『口座振替依頼書』を受け取り、必要事項を記入のうえ、金融機関に提出してください。
- 排出事業者名義の口座振替としてください。
- 既存の登録口座から、金融機関や口座番号等を変更する場合も『口座振替依頼書』を金融機関に提出する必要があります。
- 口座振替での支払いは搬入日による月締めとし、翌月25日（振替日が休日の場合は翌営業日）を引落日とします。

\* 金融機関の手続きが完了するまでは現金での支払いとなります。

\* 収集運搬許可業者による搬入の場合、収集運搬許可業者へ手数料を請求しますので口座振替手続きは不要です。

### 対応している金融機関

- |             |               |               |
|-------------|---------------|---------------|
| ●北洋銀行 本・支店  | ●北海道信用金庫 本・支店 | ●北海道労働金庫 本・支店 |
| ●北海道銀行 本・支店 | ●北央信用組合 本・支店  | ●JA道央 本・支店    |

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

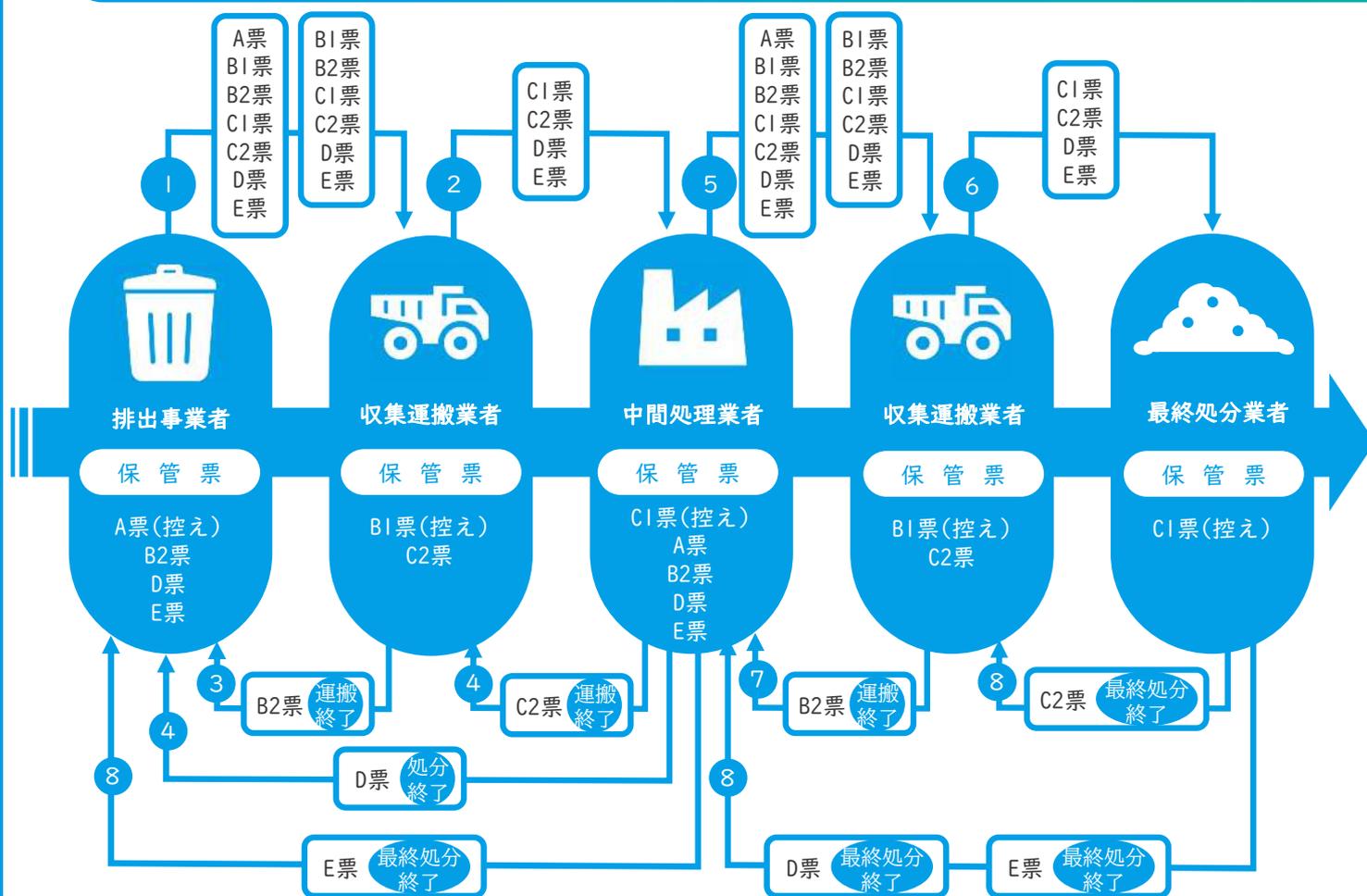
廃棄物処理法により、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が義務付けられています。産業廃棄物を運搬、処分した業者名などを記入し、業者から業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストを渡し、処理の流れを確認する制度です。

マニフェストは委託する度に、また、委託する廃棄物の品目毎に交付する必要があります。ただし、**自治体が運営する処理施設である恵庭市ごみ処理場および焼却施設においては、自己搬入の場合、マニフェストの交付は必須ではありません。**

\* マニフェストの交付があった場合は、通常どおり処理します。

\* 恵庭市ごみ処理場および焼却施設では恵庭市内で発生した産業廃棄物のみを受け入れているため、**市外事業者が恵庭市ごみ処理場及び焼却施設へ廃棄物を搬入する場合には、排出事業場確認のためにマニフェストの交付をお願いします。**

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ



## 電子マニフェスト

電子マニフェストを利用する場合、JWNET（電子マニフェストの愛称）へ加入する際に、中間処理業者（恵庭市焼却施設）と最終処分業者（恵庭市ごみ処理場）の「加入者番号」及び「公開確認番号」が必要です。

下記の番号を入力して、加入手続きを行ってください。また、**電子マニフェストを利用する場合は各施設搬入時に電子マニフェストで送付したことをお伝えください。**

### 恵庭市ごみ処理場

加入者番号：3019896  
公開確認番号：424128

### 恵庭市焼却施設

加入者番号：3019897  
公開確認番号：953416

料金や詳しい導入方法、各種  
お手続きなどは  
こちらのホーム  
ページからご確  
認ください。



### 3.民間の処理施設（一例） \*搬入前に搬入方法や料金等を各社にご確認ください。

クリーン産業(株)

恵庭市盤尻49-1

TEL: 0123-34-3622

- 木くず(廃材)・剪定枝(木)
  - 石膏ボード
  - 刈草
  - がれき類(コンクリート、モルタル、ブロック、レンガ等)
- \*木くず・剪定枝・刈草は自身での直接搬入のみ

恵庭マテリアル(株)

恵庭市戸磯345-10

TEL: 0123-34-3399

- ダンボール
- 雑誌類
- 新聞・チラシ
- 金属くず

金本商店

恵庭市恵南24-388

TEL: 0123-33-6021

- 金属くず

野村興産(株)

札幌営業所

TEL: 011-210-5922

- 廃電池(乾電池・ボタン電池・充電電池・リチウムイオン電池)
- 蛍光管・LED

日野金属産業(株)

恵庭市戸磯584

TEL: 0123-25-5859

- 携帯電話等無線通信機器器具
- ラジオ
- パソコン
- 磁気ディスク装置
- ヘルスメーター・電子血圧計・歩数計
- 電子辞書
- 電気音響機械器具
- 電気カミソリ
- ゲーム機
- バッテリー・モバイルバッテリー・電子タバコ
- SDカード・USBメモリ
- コード類
- デジタルカメラ・DVDレコーダ

(有)ムゲン恵庭営業所

恵庭市桜森3-6

TEL: 0123-32-2695

- テレビ
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機・衣類乾燥機
- エアコン

パソコン3R推進協会

TEL: 03-5282-7685

- パソコン
- パソコンモニター

リネットジャパン

TEL: 0570-085-033

- パソコン
  - タブレットPC
- \*以下はパソコンと一緒に回収可能
- 液晶モニター
  - キーボード
  - マウス
  - タブレット
  - ACアダプタ
  - スマートフォン

リサイクルファクトリー(株)

千歳市中央690-1

TEL: 0123-292030

- すきとり物
- \*すきとり物は千歳市に区域外搬出を行うため、必ず事前に恵庭市にご相談ください。  
\*事前に恵庭市に**搬入計画書**の提出が必要です。千歳市と協議を行いますので、10日程を要します。  
\*搬入後は速やかに**搬入報告書**をご提出ください。  
\*搬入前に搬入方法・料金等についてリサイクルファクトリー(株)にご確認ください。

## 区域外搬出について

一般廃棄物については**自区内処理が原則**となっているため、市外の再資源化処理施設への搬入を行うには、**恵庭市と搬入先の自治体との間で事前協議が必要**となります。そのため、一般廃棄物を他市町村へ搬入される前に、必ず**廃棄物管理課（0123-33-3131 内線1138・1144・1145）**へご相談ください。

## 登録廃棄物再生事業者名簿一覧（石狩管内）

北海道では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第20条の2第1項に基づいて、廃棄物（古紙、金属くず、空き瓶、古繊維、その他の廃棄物（産業廃棄物を含む）の再生を業として営んでいる事業者を「廃棄物再生事業者」として登録しています。

所管	事業場の所在地		事業場名称	事業場電話番号	事業内容
02石狩	札幌市	豊平区旭町5丁目1-9	国本商店	(011)811-8579	金属くず
02石狩	札幌市	東区東雁来町394番地	北昭興業株式会社	(011)791-5051	古紙
02石狩	札幌市	白石区南郷通2丁目南4番1号	内堀金属株式会社	(011)861-3636	金属くず
02石狩	札幌市	東区北丘珠4条3丁目8-6	栗原紙材(株)	(011)785-1110	古紙
02石狩	札幌市	白石区東米里2032番地12	株式会社マテック	(011)873-0808	金属くず、空き瓶
02石狩	札幌市	手稲区西宮の沢2条2丁目4番12	株式会社丸升増田本店	(011)664-5278	古紙
02石狩	札幌市	白石区平和通1丁目北60番	株式会社丸升増田本店	(011)864-0311	古紙
02石狩	札幌市	白石区菊水5条3丁目1番3号	小笠原金属株式会社	(011)821-0077	金属くず
02石狩	札幌市	西区発寒8条5丁目1番1号	王子山室古紙センター株式会社	(011)663-3636	古紙
02石狩	札幌市	中央区大通東9丁目1番地	株式会社古山商店	(011)231-5500	空き瓶
02石狩	札幌市	白石区中央区2条5丁目16	株式会社古山商店	(011)861-3458	古紙、金属くず、古繊維
02石狩	札幌市	白石区菊水上町1条4丁目201	株式会社大沼	(011)811-8851	空き瓶
02石狩	札幌市	西区発寒10条12丁目1058-3	札幌第一清掃株式会社	(011)611-9291	廃発泡スチロール
02石狩	札幌市	清田区清田1条3丁目7番14号	株式会社もっかいトラスト	(011)882-7761	古紙
02石狩	札幌市	北区新川1条6丁目	株式会社もっかいトラスト	(011)763-3101	古紙
02石狩	札幌市	白石区菊水上町1条4丁目202番地11	株式会社もっかいトラスト	(011)841-4660	古紙
02石狩	札幌市	西区発寒15条13丁目3番1号	株式会社鈴木商会	(011)662-2211	金属くず
02石狩	札幌市	東区東雁来町262番地	株式会社鈴木商会	(011)875-3540	金属くず
02石狩	札幌市	白石区北郷2357番地10	有限会社ひがしリサイクルサービス	(011)873-7770	古紙、金属くず、空き瓶
02石狩	札幌市	東区北丘珠5条4丁目5番7号	北清商事株式会社	(011)791-0131	古紙
02石狩	札幌市	白石区中央2条4丁目8-1	株式会社藤川紙業	(011)811-9538	古紙
02石狩	札幌市	北区新川4条20丁目1-9	北昭興業株式会社	(011)769-3000	古紙
02石狩	札幌市	東区東雁来5条1丁目90番22号	井尾ガラス株式会社	(011)781-0545	ガラスくず
02石狩	札幌市	清田区平岡1条2丁目12-17	エコフィスジャパン株式会社	(011)886-2610	古紙
02石狩	札幌市	東区中沼町45番地23	株式会社公清企業	(011)792-3770	廃油、汚泥(建設汚泥に限る)
02石狩	札幌市	東区東雁来6条2丁目3-45	株式会社こんの	(011)784-6130	古紙
02石狩	札幌市	東区北丘珠3条4丁目1番5号	北清企業株式会社	(011)791-1101	廃石膏ボード
02石狩	札幌市	西区発寒6条14丁目6番1号	株式会社イーアンドエム	(011)213-9103	金属くず、空き瓶、古紙
02石狩	江別市	角山64番地	有限会社豊栄	(011)385-1567	金属くず、廃プラスチック類
02石狩	江別市	工栄町21番地の13	有限会社最上商店	(011)382-4305	金属くず
02石狩	江別市	東野幌704番2	株式会社西武総業	(011)855-4965	がれき類、木くず
02石狩	江別市	工栄町21-5	株式会社もっかいトラスト	(011)384-0745	古紙
02石狩	江別市	工栄町21-2	株式会社ジーピー北海	(011)221-2588	古紙
02石狩	江別市	工栄町11番4	井尾ガラス株式会社	(011)383-3565	ガラスくず、空き瓶
02石狩	江別市	角山425番地16	株式会社日江金属	(011)385-0011	空き缶
02石狩	千歳市	上長都1130番地16	株式会社マテック	(0123)27-0808	古紙、金属くず、空き瓶
02石狩	恵庭市	戸磯345番10、347番3	恵庭マテリアル	(0123)34-3399	古紙、金属くず
02石狩	北広島市	輪厚681番地14	丸吉金属株式会社	(011)377-6397	金属くず
02石狩	北広島市	北の里70番3	株式会社丸升増田本店	(011)823-5865	古紙
02石狩	北広島市	大曲519番地4、526番地6、7、525番地2、3	株式会社新生ゴム	(011)377-4194	廃タイヤ
02石狩	北広島市	輪厚679-7	株式会社鈴勇商店	(011)378-4563	金属くず
02石狩	北広島市	大曲工業団地六丁目1番32号	株式会社もっかいトラスト	(011)370-5155	古紙、固形燃料(RPF)
02石狩	石狩市	新港中央3丁目750番地7	株式会社鈴木商会	(0133)64-1877	金属くず
02石狩	石狩市	新港南1丁目22の16	株式会社マテック	(0133)60-2000	金属くず、空き瓶
02石狩	石狩市	新港南1丁目28番地18	有限会社空缶リサイクルエコシステム	(0133)64-9788	空き缶
02石狩	石狩市	石狩市新港南3丁目701番17	株式会社ミチウエ	(0133)77-6230	金属くず

制度、登録業者の詳細は北海道にお問い合わせください。

北海道環境保全局循環型社会推進課ホームページにも掲載されています。

## 4. 禁止事項

廃棄物処理法では、許可等のない焼却や埋立を禁止しています。

違反した場合は罰せられますので絶対に許可等なく自家処理を行わないでください。

### 投棄禁止違反

廃棄物をみだりに捨てた者若しくは未遂の者

＊廃棄物処理法第16条、第25条第1項第14号、  
第25条第2項

＊5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、  
又はこれらが併科され、法人の場合は3億円以下の  
罰金が科せられます。



### 廃棄物焼却違反

処理基準に違反して廃棄物を焼却した者若しくは未遂の者

＊廃棄物処理法第16条の2、第25条第1項第15号、  
第25条第2項

＊5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、  
又はこれらが併科され、法人の場合は3億円以下の  
罰金が科せられます。



### 参考

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和46年9月24日施行）

（投棄の禁止）

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

（焼却禁止）

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

## 5. 事業系廃棄物分別早見表

- ごみの分別区分はごみの素材や大きさによって決まります。実際のごみの素材や大きさによってはこの表に記載している分別とは異なる場合があります。
- 処理施設の状況や社会情勢等の影響により受入停止や処理方法を変更する事もございますので、詳しくはお問合せください。
- 各施設での受け入れ条件については4P～7Pを参照してください。

搬入先	
標記	名称
埋立	ごみ処理場
焼却	焼却施設
リサ	リサイクルセンター
生	生ごみ・し尿処理場
不可	受入不可

産業廃棄物の種類	
標記	内容
燃	燃え殻
汚	汚泥
油	廃油
酸	廃酸
アル	廃アルカリ
プラ	廃プラスチック
ゴム	ゴムくず
金属	金属くず
ガラ	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
鋳	鋳さい
がれき	がれき類
ばいじん	ばいじん
木	木くず
紙	紙くず
繊維	繊維くず
動植固	動植物固形物
動植残	動植物性残渣
ふん	動物のふん尿
死体	動物の死体

分別区分	
標記	内容
一廃可燃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1個あたり40cm角未満で100%可燃性素材の事業系一般廃棄物</li> <li>・個人消費により発生する廃プラスチック等の事業系一般廃棄物</li> </ul>
産廃可燃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1個あたり40cm角未満で100%可燃性素材の産業廃棄物</li> <li>・発泡スチロール、スタイロフォームは大きさを問わず産廃可燃</li> </ul>
一廃不燃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100%可燃性素材であるが40cm角未満にできない事業系一般廃棄物</li> <li>・個人消費により発生する金属・ガラス等の事業系一般廃棄物</li> </ul>
産廃不燃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃性素材と不燃性混合物や、不燃性素材の産業廃棄物</li> <li>・または100%可燃性素材であるが、40cm角未満にできない産業廃棄物</li> </ul>
一廃生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流通段階から発生する売れ残り食品、飲食店等から発生する調理くずなどの事業系一般廃棄物</li> </ul>
資源物(びん)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等の個人消費から発生するびん</li> </ul>
資源物(缶)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等の個人消費から発生する缶</li> </ul>
資源物(ペット)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等の個人消費から発生するペットボトル</li> </ul>
資源物(紙類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンボール、紙パック、新聞・チラシ雑誌・本、シュレッダー紙</li> </ul>